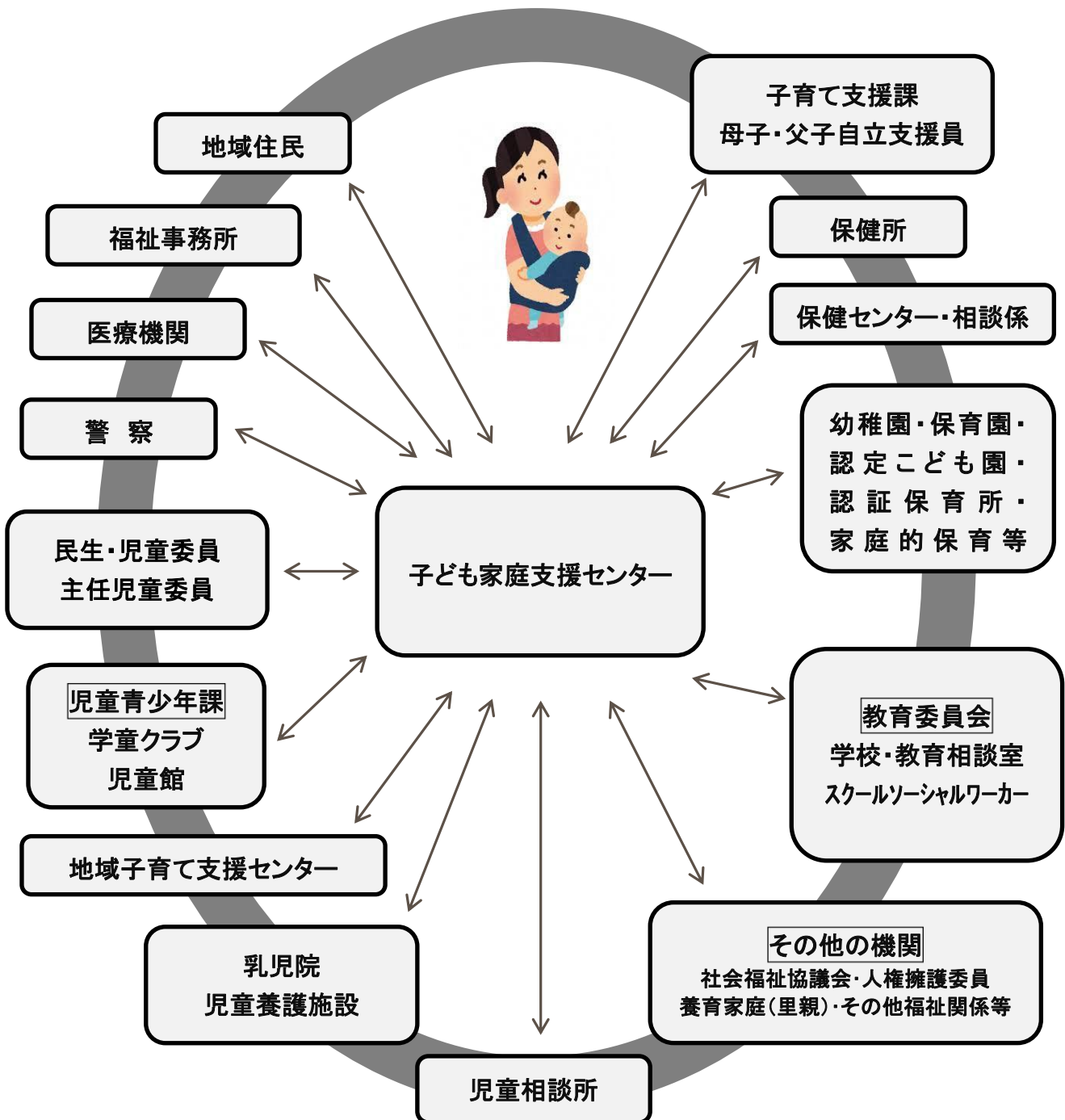


虐待から子どもを守る支援のネットワーク

1. 羽村市の子ども家庭支援のネットワーク

保健・医療・福祉・教育・地域などの関係機関が連携して、子どもと家庭を総合的に支援していくことが必要です。個々のケースの実状に適した支援を展開していくために、各機関が役割を明確にし、しっかりとした連携の下、支援体制の充実を図っていきます。

子ども家庭支援センターはその中核となって、ネットワークの構築に努めています。



2. 要保護児童対策地域協議会について

平成16年の児童福祉法改正により、児童虐待防止と早期発見のために関係機関が定期的に連携を行うことを目的とした「要保護児童に関する情報の交換等を行うための協議会」を設置することが義務化されました。

羽村市では、平成16年度に設置した「児童虐待防止連絡協議会」を平成18年度に「羽村市要保護児童対策地域協議会」に移行し、円滑で効果的な支援の実施に努めています。

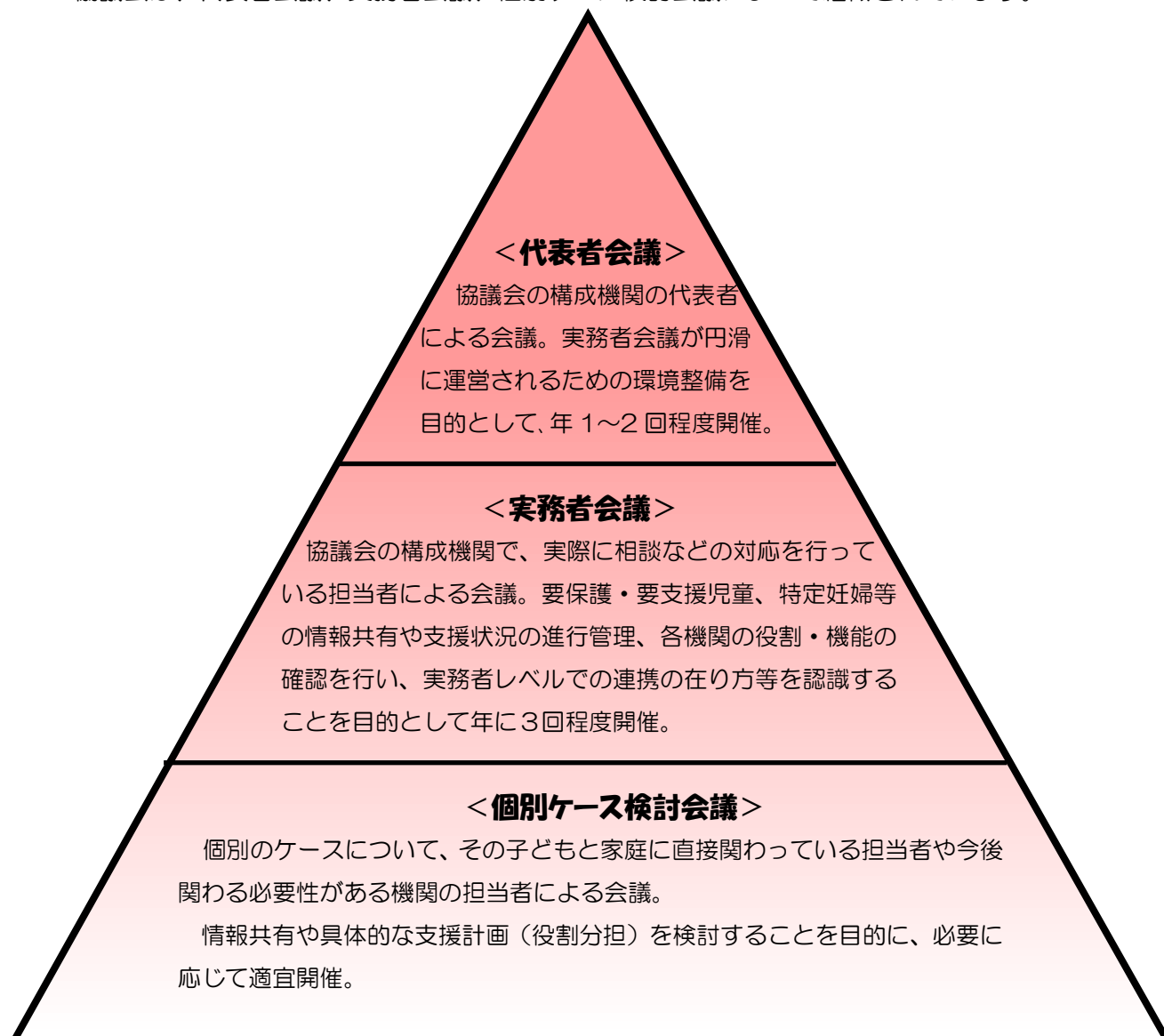
○ 協議会の目的

虐待を受けているなど、保護を必要とする子どもの早期発見や適切な保護を図るため、関係機関がその子ども等についての情報や考え方を共有し、適切な連携を行うことを目的としています。

構成機関には守秘義務がかかることから、個人情報の提供など円滑な連携が可能となります。

○ 協議会の体制

協議会は、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議によって組織されています。



1. 羽村市要保護児童対策地域協議会要綱

平成18年10月31日羽子子発第9175号

改正

平成21年3月30日羽子子発第15513号

平成24年3月6日羽子子発第15372号

平成27年3月31日羽企経発第18301号

平成28年4月12日羽子子発第528号

平成29年3月29日羽企経発第19528号

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第25条の2第1項に基づき設置する羽村市要保護児童対策地域協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、法第6条の3第5項及び同条第8項に規定する要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者(延長者等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者等を現に監護する者を含む。)又は特定妊婦(以下「支援対象児童等」という。)に関し、法第25条の2第2項に規定する業務を行うほか、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 児童虐待に関する情報交換並びに関係機関の連携及び協力の推進に関する協議
- (2) 児童虐待に関する広報・啓発活動の推進
- (3) その他協議会の設置目的を達成するために必要な活動

(構成)

第3条 協議会は別表第1に掲げる行政機関、法人及び別表第2に掲げる児童福祉に関連する職務に従事する者(以下「関係機関等」という。)をもって構成する。

2 市長は羽村市要保護児童対策地域協議会名簿を作成し、関係機関等の承認を得て、これにその名称又は氏名を登載するものとする。

3 市長は、前項の名簿に記載された者の職員又は構成員若しくは個人のうちから、第5条に規定する会議の種類に応じて適切と認める者をあらかじめ当該会議の委員として指名するものとする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、子ども家庭部長の職にある者とし、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、子ども家庭部子育て相談課長の職にある者とし、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(組織)

第5条 協議会は、代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議によって組織する。

(代表者会議)

第6条 代表者会議は、実務者会議が円滑に機能するよう環境整備を行うため、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 支援対象児童等の支援に関するシステムに関すること。
- (2) 実務者会議から受けた活動報告の評価に関すること。
- (3) 協議会の年間活動方針に関すること。
- (4) その他協議会の設置目的を達成するために必要な事項

2 代表者会議は会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

(実務者会議)

第7条 実務者会議は、支援対象児童等の支援活動を実際に行っている者の知識及び経験を支援対象児童等の支援等に関する施策に反映させるため、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 児童虐待に関する情報交換に関すること。
- (2) 支援対象児童等の実態把握に関すること。
- (3) 支援対象児童等に支援を行っている事例の総合的把握に関すること。
- (4) 要保護児童対策を推進するための啓発活動に関すること。
- (5) 協議会の年間活動方針案の作成に関すること。
- (6) その他実務者会議の設置目的を達成するために必要な事項

2 実務者会議は副会長が必要に応じて招集し、副会長が議長となる。

(個別ケース検討会議)

第8条 個別ケース検討会議は、個別の支援対象児童等に関する具体的な支援の内容等を検討するため、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 個別の支援対象児童等の状況の把握及び問題点の確認に関すること。
- (2) 個別の支援対象児童等に係る支援の経過報告及びその評価並びに新たな情報の共有に関すること。
- (3) 個別の支援対象児童等に対する支援方法の確立及び担当者の役割分担の決定並びにこれらについての担当者間の共通の認識の確保に関すること。

- (4) 個別の支援対象児童等を主として担当することとなる機関及び担当者の決定に関すること。
- (5) 個別の支援対象児童等に係る援助及び支援計画の検討に関すること。
- (6) その他個別ケース検討会議の設置目的を達成するために必要な事項
- 2 個別ケース検討会議は、子ども家庭支援センター所長が必要に応じて招集する。
- 3 市長は、個別ケース検討会議の設置目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、第3条第3項の規定により個別ケース検討会議の構成員として指名された者以外の者に対し、個別ケース検討会議に出席を求めて意見を徴することができる。この場合において、市長は求めに応じた者に対し、個別ケース検討会議の協議過程において知り得た秘密を漏らしてはならない旨の誓約を求めるものとする。

(要保護児童対策調整機関の指定)

第9条 市長は、法第25条の2第4項の規定により、要保護児童対策調整機関として、子ども家庭部子育て相談課を指定する。

(要保護児童対策調整機関の業務)

第10条 法第25条の2第5項に規定する要保護児童対策調整機関の業務は、おおむね次に掲げるとおりとする。

- (1) 協議会の事務の総括に関すること。
- ア 協議会の協議事項の案の作成その他開催の準備に関すること。
- イ 協議会の議事の運営に関すること。
- ウ 協議会に係る資料の保管に関すること。
- (2) 支援対象児童等に対する支援の実施状況の把握及び関係機関等との連絡調整に関すること。
- ア 関係機関等による支援対象児童等に係る支援の実施状況の把握に関すること。
- イ 前記アにより把握した支援対象児童等の支援の実施状況に基づく関係機関等の連絡調整に関すること。

(守秘義務)

第11条 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が代表者会議に諮って別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年11月1日から施行する。

(羽村市児童虐待防止連絡協議会要綱の廃止)

- 2 羽村市児童虐待防止連絡協議会要綱（平成16年羽福字第4665号）は、廃止する。

付 則（平成21年羽子子発第15513号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（平成24年3月6日羽子子発第15372号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（平成27年3月31日羽企経発第18301号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成28年4月12日羽子子発第528号）

この要綱は、平成28年4月12日から施行する。

付 則（平成29年3月29日羽企経発第19528号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

行政機関	児童福祉機関	羽村市子ども家庭部、羽村市福祉健康部、東京都立川児童相談所
	保健医療機関	東京都西多摩保健所
	教育機関	羽村市教育委員会、羽村市立小学校、羽村市立中学校、東京都立羽村特別支援学校
	警察・司法機関	警視庁福生警察署
法人	児童福祉関係	市内私立保育園、市内認証保育所、認定こども園、東京恵明学園、羽村市社会福祉協議会
	保健医療関係	羽村市医師会、羽村市歯科医師会
	教育関係	市内私立幼稚園
その他	その他市長が必要と認める行政機関もしくは法人	

別表第2（第3条関係）

児童福祉に関連する職務に従事する者	民生委員・児童委員、弁護士、人権擁護委員、医師、歯科医師、里親、家庭的保育者
その他	その他市長が必要と認める者

